

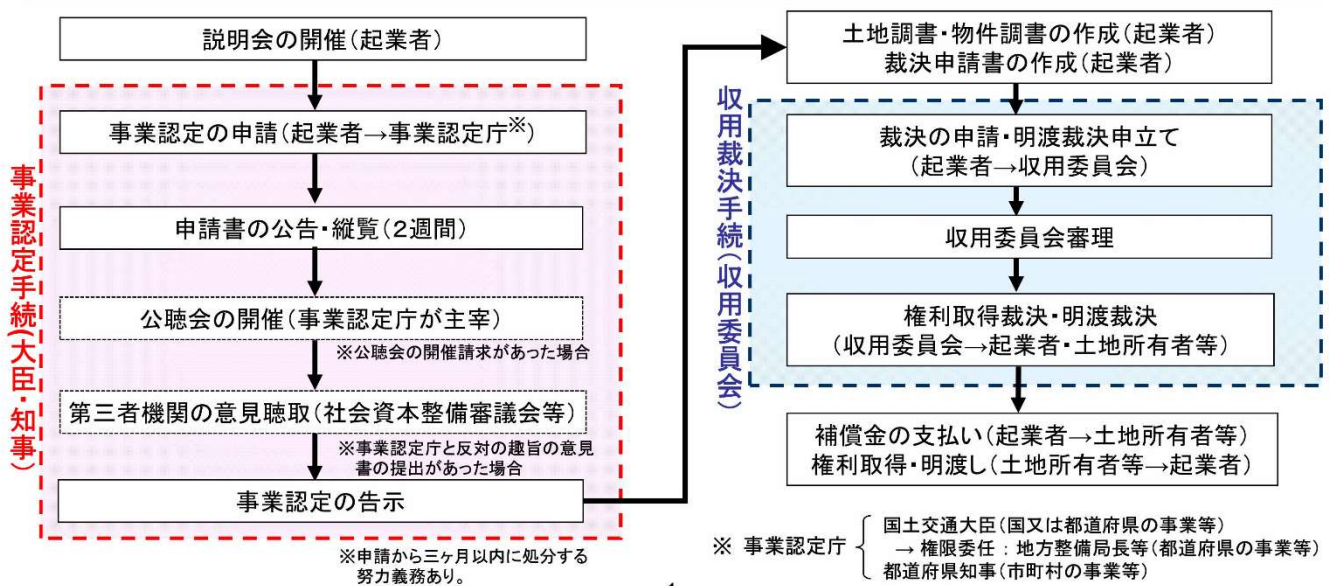
【補論1】土地収用法の問題

(1) 土地収用法の仕組みの問題

土地収用法の主要手続

制度の概要

- 土地収用法は、公共事業の用地取得に当たって地権者の同意が得られない場合等に、当該土地を取得するための法的手段を規定。
- 憲法上、「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」とされており、土地収用法は申請事業が土地を収用するに値する公益性を有することを認定する手続(事業認定手続)と土地所有者等に対する補償金の額等を決定する手続(収用裁決手続)を定め、公共の利益の増進と私有財産との調整を図ることとしている。



1) 事業認定庁が国土交通省

事業認定庁は、都道府県の事業の場合は国土交通省地方整備局長、国の事業の場合は国土交通大臣である。公共事業の総元締というべき国土交通省が事業認定庁であるから、いわば子分の行為に対して親分がお墨付きを与えるようなものである。事業認定庁が国土交通省では事業認定に関して公正な判断が行われるはずがない。事業認定庁を国土交通省から切り離すべきである。

2) 意見を聴取する学識経験者は国土交通省付属の委員会

事業認定庁が地方整備局長または国土交通大臣の場合は、専門的学識及び経験を有する者の意見聴取として開かれるのは、国土交通省の社会資本整備審議会公共用地分科会である。国土交通省が人選した委員会であるから、公正な審議が行われるはずがない。事業認定庁から独立した委員会であればならない。

3) 事業認定の取り消し訴訟を提起しても工事が中断されない

行政事件訴訟法により、事業認定庁を相手取って事業認定の取り消しを求める訴訟を提起する道があるが、この取消訴訟で勝訴判決を得ることは極めて困難であり、今まで例外的な

勝訴判決が若干あるのみである。さらに、裁判中も工事が中断されることがないため、裁判の過程で公共事業の工事がどんどん進行して既成事実が出来上がっていく。行政事件訴訟法による執行停止については2004年の行政事件訴訟法の改正で、執行停止の条件が「回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があるとき」から「重大な損害を避けるため緊急の必要があるとき」に緩和されたものの、裁判所が執行停止の命令を出すことは皆無に近い。

4) 行政不服審査法による審査請求は形骸化

行政不服審査法により、事業認定に対する審査請求を国土交通大臣に対して行うことができる（審査庁は国土交通省土地収用管理室）。審査請求書を提起すると、事業認定庁から弁明書が出されるので、それに対する反論書を請求者が提出することができる。次に非公開で請求者の意見陳述（1時間）が行われてその議事録が作成される。その後、総務省公害等調整委員会にそれらの一連の資料が送られて審理が行われ、その結果に基づき、国土交通大臣が判断することになっている。このように一応の手続きが踏まれるが、しかし、審査請求が通ることはまずないといってよい。そして、結果が出るまでの期間があまりにも長すぎる。長崎県石木ダムの事業認定については2013年10月6日に提起した審査請求の結果がいまだに通知されていない。

（2）土地収用法の改正（改悪）

2001年に土地収用法が改正され、2002年度から施行された。東京都日の出町の廃棄物処理場建設などで収用委員会の審理が長引いたことを受けて、収用委員会の審理を補償額のことだけに限るために土地収用法が改正（改悪）された。

1) 事業認定の手続きの変更

事業認定の手続きで、次の2点が変わった。

① 請求があれば、公聴会が開かれる。

公聴会は30分間の範囲で、市民は意見を述べ、事業者と質疑応答ができるが、10ページの【補遺】で述べたように、事業認定を出すための通過儀式でしかない。

② 異議の意見が出された場合は専門的学識及び経験を有する者の意見聴取

事業認定に対して異議の意見がある場合は事業の是非を審議するために（認定庁が地方整備局または国土交通省本省の場合は）国土交通省の社会資本整備審議会公共用地分科会が開かれる。

しかし、公共用地分科会は非公開で、秘密裏に開かれ、さらに、議事録も公開されない。情報公開請求で議事録を入手しても、発言した委員の発言はすべて黒塗りになっている。非公開が徹底されている。

この公共用地分科会で事業認定を認めない意見が出ることはなく、「専門的学識及び経験を有する者の意見聴取」は全くの儀式になっている。

2) 収用委員会の審理対象の限定

一方で、収用委員会の審理について次の改悪が行われ、審理の対象は損失補償額のみとなった。

「土地収用法

第二節 会議及び審理

(意見を述べる権利等)

第六三条

2 起業者、土地所有者及び関係人は、損失の補償に関する事項については、収用委員会の審理において、新たに意見書を提出し、又は口頭で意見を述べるができる。

3 起業者、土地所有者及び関係人は、事業の認定に対する不服に関する事項その他の事項であつて、収用委員会の審理と関係がないものを前二項の規定による意見書に記載し、又は収用委員会の審理と関係がない事項について口頭で意見を述べるできない。 」

この改悪により、現在、長崎県収用委員会の審理が行われてきている石木ダム予定地についてはダム事業の是非に関する意見は一切受け付けられず、反対地権者は収用委員会への出席を拒否せざるを得なくなっている。